

一層の友好発展へ

台湾二水郷と友好都市提携調印

町と台湾彰化県二水郷（郷は町の意味）は、さらなる交流を深めるために友好都市の調印を行いました。調印式は10月8日に二水郷公所（役場）で行われ、町からは町長、議長のほか、平成20年に道内で初めて設立された津別町日台親善協会の会員など、16名が出席しました。

調印式では、二水郷の許郷長が日本語で「友好都市を結ぶことができ、て本当にうれい。文化や青少年の交流を続けて友好関係をさらに発展させたい」とあいさつ。佐藤町長は「まず中学生同士の交流から始めたい。二水郷の皆さんに、津別町にお越しいただきたい」と述べ、この後、協定書に調印しました。



平成19年に相互の訪問が始まって以来、二水郷の伝統的な「砲水祭」や本町の「冬まつり」への参加など交流の芽を着実に育んできました。友好都市提携を契機として、相互の理解と友好をさらに深め、民間交流を推進しながら、交流の幅を広げていきます。

2012 津別ウッドクラフト展

～ 最優秀作品紹介 ～

愛林のまち・津別町の木工作品展「2012津別ウッドクラフト展」。テーマは「あつたらいいなあ、こんなもの」です。町内外から寄せられた力作の中から、部門別の最優秀作品3点を紹介します。最優秀賞の作品は木材工芸館で展示されています（子どもの部の2作品は平成25年10月まで展示）。

小学4年生以下

子供ジュニアの部 最優秀賞
「便利なペンたて」

兼平航志さん（津別町）

【講評】

写真も飾れる、車輪がついていて安定性もあるなど、機能性があるってしっかり作られています。



小学5年生以上

子供シニアの部 最優秀賞
「森の中のペンスタンド」

兼平大地さん（津別町）

【講評】

デザインがバランス良くまとまっています。加工技術も上手です。



大人の部 最優秀賞
「香り」

弘田 政志さん（網走市）

【講評】

木材を使って花を表現し、香りの商品につなげている力作です。全体的なバランスも良く、高度な技術で作られています。



パブリックコメント（意見募集）の実施

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる『地域主権一括法』）」により道路法や介護保険法等の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されました（一部、1年間の経過措置があります）。このことにより、これまでそれぞれ政令や省令により定められていた基準等について、各自治体の条例で定めなければならぬものもあり、津別町として条例制定に向けた考え方を取りまとめましたので、広く町民の皆さんのご意見を募集します。

- 案件1 (仮称) 津別町道路構造条例及び施行規則
- 案件2 (仮称) 津別町道路標識条例
- 案件3 (仮称) 津別町道路移動等円滑化基準条例
- 案件4 (仮称) 津別町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 案件5 (仮称) 津別町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

～ 意見の提出について ～

募集期間 平成24年12月1日（土）～平成25年1月7日（月）

意見の提出できる方 ①町内在住者 ②町内勤務者 ③町内に事業所を有する法人・その他団体

閲覧先 平成24年12月1日から、町のホームページ、中央公民館、生活改善センター（町民会館）、多目的活動センター（さんさん館）役場正面玄関ロビーで閲覧できます。

記載事項 住所、氏名及びご意見

様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、役場正面玄関ロビー、中央公民館、生活改善センター（町民会館）、多目的活動センター（さんさん館）に設置しています。

提出方法 ①郵送 ②FAX ③Eメール ④役場建設課（案件1から案件3）、保健福祉課（案件4から案件5）へ持参

電話での受付はいたしません。

注意事項 ・いただいたご意見については、個別に回答いたしません。
・提出いただいたご意見の概要とそれに対する考え方については、公表いたします。
ご意見を公表させていただく場合は、個人情報に十分配慮いたします。

提出・問い合わせ先 〒092-0292 津別町字幸町41番地

☎76-2151 FAX76-2976

【案件1から案件3】建設課道路車両グループ（内線249）

【案件4から案件5】保健福祉課介護福祉グループ（内線230）

国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落としさせていただくことにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヶ月前納・1年前納もあり、大変お得です。

お申し込み方法

口座振替申出書に必要な事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、お近くの年金事務所の窓口にお申し込みされるか、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。

口座振替申出書については、役場：戸籍年金窓口へ備え付けてありますので申し出ください。

前納のお申し込みは、①1年度分及び上期6か月分（4月分～9月分）は2月末までに、また、②下期6か月分（10月分～翌年3月分）は8月末までに、お近くの年金事務所が役場戸籍年金担当窓口まで申し込みください。

上記申し込みの際に、納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参願います。

問い合わせ先 保健福祉課戸籍年金担当 ☎76-2151（内線222、223）

北見年金事務所 ☎0157-25-9635 年金ダイヤル ☎0570-05-1165